⑶　設計及び建設工事共同企業体を構成する場合は、以下の条件を満たす者で構成された共同企業体であること。

　工事の有資格者は、上記⑵の条件を満たす者であること。また、建設コンサルタント会社は、西日本高速道路株式会社における令和３・４年度調査等競争参加資格「橋梁設計」の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく調査等競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した㋐同種工事の施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体にあっては、特定建設工事共同企業体を構成する代表者が㋐同種工事の施工実績を有し、特定建設工事共同企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋑同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。(共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が均等割の10分の６以上の場合のものに限る。)。

㋐　同種工事　片持張出架設工法により架設した最大支間長65m以上のＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の工事

※エクストラドーズド橋、ＰＣ斜張橋も施工実績として認める。

㋑　同種工事　片持張出架設工法により架設したＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の工事

※エクストラドーズド橋、ＰＣ斜張橋も施工実績として認める。

⑸　⑶により本工事に競争参加を希望する建設コンサルタント会社は、平成18年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した同種業務の実績を有すること。

同種業務　片持張出架設工法で設計した最大支間長65m以上のＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の上部工設計（基本設計又は詳細設計）

⑹　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

　なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。）している期間とする。

①　専任の主任技術者又は監理技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。上記の「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第26条「主任技術者及び監理技術者の設置等」に記載される同法第15条第２号に該当するものをいう。

②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成18年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。

同種工事　片持張出架設工法により架設したＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の工事

※エクストラドーズド橋、ＰＣ斜張橋も施工実績として認める。

③　専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料の提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該設計業務に配置できること。

㋐　管理技術者及び照査技術者が、下記の資格を有するものであること。

・技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート））

・技術士（建設部門（鋼構造及びコンクリート））

・関連分野の工学博士

・ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

・土木学会認定技術者［上級、１級］（橋梁、鋼・コンクリート、設計）

㋑　管理技術者及び照査技術者は、下記に示される同種業務について、平成23年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。

同種業務　片持張出施工で設計したＰＣ（ＰＲＣを含む）連続箱桁橋（道路橋）の上部工設計（基本設計又は詳細設計）を含む業務

⑻　競争参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から技術提案書の提出期限の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において入札参加資格停止を受けていないこと。

⑼　共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）特定建設工事共同企業体を構成する場合は、工事等競争参加資格登録要領別紙９―１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）を提出する場合、各構成員の出資比率は均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

　また、代表者は等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

ホ）設計及び建設工事共同企業体を構成する場合においては、工事等競争参加資格登録要領別紙17に定める設計及び建設工事共同企業体協定書による協定書（案）が提出されていること。

ヘ）設計及び建設工事共同企業体の各構成員のうち、工事会社の各構成員の出資比率は、調査等業務に要する費用を除く金額（以下「工事価格」という。）に対して均等割の10分の６以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。建設コンサルタント会社の出資比率は、調査等業務に要する費用分であること。

　また、代表者は工事会社のうち、等級の異なる者の間では上位等級の者とし、同一の等級の者の間では、構成員において決定された者とする。

⑽　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　下記３⑴イ）に定める技術提案書等の提出、及び３⑴ロ）に定める技術提案書等の改善要求に対する対応を行っていること。

⑿　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。